

e介護転職のご案内

厚生労働省は省令を改正し、放課後デイの事業所の指定や人員基準に対し、4月から新基準で審査し、人員基準を満たさないまま運営している事業者に対しては、各市区町村が実地指導するとしています。

今回の厳格化のポイント

(1) 児童発達支援管理責任者の実務経験の要件が厳格化

※ 3年以上の障がい児者施設か児童施設に勤務経験が必要

(2) 現場には未経験者は一切入れない

(事業所に配置する職員を児童指導員や保育士、障害福祉サービスの2年以上の経験者に限定。そのうち半数以上は児童指導員か保育士とする。)

(3) 4月指定からの新規事業所は新しい基準を満たさなければ開設できない

(4) 既存事業所は平成30年3月31日まで経過措置

人材確保の解決策として

現在、多くの放課後デイでは、無資格でも認められる指導員の方を雇用していると思います。既存事業者様は、1年間という猶予期間は有るものの基準を満たす対策を迫られます。

そこで、弊社に人材確保のサポートを依頼してみませんか？

介護求人情報サイト「e介護転職」の実績・特徴



- ・ 社会福祉士の資格を活かしたいという熱意のある方が多い
- ・ 採用の際、ミスマッチが少なく、(応募者の) 定着が良い
- ・ 企業用の管理画面があるので、いつでも編集できて管理しやすい
- ・ 他媒体を使っても上手くいかず、e介護転職に辿り着いた
- ・ 女性向けの他媒体よりも費用対効果が良い
- ・ 事業所の魅力を伝えやすいデザインページになっている
- ・ 教員免許を持っている方からの応募が何名かあり驚いた
- ・ 比較的若い年代の方が応募してくれる

ご掲載企業様の殆どが、ご利用企業様からの紹介で広がっています。

質の高いサービスを行うには、良い人材確保が必要です。

人員配置の基準を満たせば、今後、競合事業所が減少する中で、新規利用者様の獲得も期待できます。

猶予期間に万全の体制を整えたい、事業所を増設したい方はご検討ください。